

ふれあいいいききサロン事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人古河市社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が、ふれあいいいききサロン（以下「サロン」という。）事業を推進するための助成金交付に関し、必要な事項を定めるものである。

(助成対象サロン)

第2条 助成対象となるサロンの内容や運営方法については次の各号に定めるものとする。

- (1) 社協登録が3ヶ月以上であること。
- (2) サロン活動を概ね月1回以上開催していること。但し、老人クラブ活動、行政区、町内会及び自治会活動は除く。
- (3) 一回の参加人数は、概ね5人以上にすること。
- (4) 参加者すべてが楽しんで交流を深め、お互いの支えあいの輪を広げる活動であること。
- (5) 原則的に、運営に係る経費の一部は参加者が負担すること。
- (6) 社協及び市より補助（助成）金等の交付を受けていないこと。
- (7) 原則的に、1会場につき1サロンを助成対象とする。ただし、平成30年11月30日以前から助成対象としているサロンは含まない。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象経費は、社協会長が別に定める。

(助成金額)

第4条 助成金の限度額は、年額20,000円とする。ただし、設立初年度に限り、登録して4カ月目の月が4月から9月に属した場合は、20,000円、10月から3月の場合はその半額とする。

(助成金申請)

第5条 助成を希望するサロンは、年度ごとに助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号-①）と収支予算書（様式第2号-②）を添付し別に定める期間内に社協会長に提出するものとする。

2 助成金申請の受付に関しては、当年度1回とする。

(交付決定)

第6条 社協会長はサロンから提出された前条の書類を審査の上助成金の可否を速やかに決定し、助成金交付決定通知書（様式第3号）をサロンへ通知し、助成金を支払うものとする。

(実績報告)

第7条 助成対象者は、毎年度末終了後、事業報告書（様式第4号）に事業実績報告書（様

式第5号一①)と収支決算書(様式第5号一②)を添付し別に定める期間内に社協会長に提出するものとする。

(助成金返還)

第8条 社協会長は、ふれあいいきいきサロン事業実施要綱(以下「要綱」という。)第12条に該当する場合、若しくは要綱第13条及び本要綱第2条の各項に明らかに反している場合は、助成対象者に対し助成金の返還をもとめることができるものとする。

(関係書類の備え付け)

第9条 社協会長は、事業に関する帳簿及び書類を当該事業年度の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から改定施行する。

附 則

この要項は、平成28年6月1日から改定施行する。

附 則

ふれあいいきいきサロン助成金交付要項は平成30年11月30日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から改定施行する。